

鞍手町立小学校建設事業発注者支援業務プロポーザル評価要領

1 評価要領の位置付け

この要領は、鞍手町立小学校建設事業発注者支援業務プロポーザル実施要項に基づき、評価点の算出方法及び業務委託候補者の選定方法を示すものである。

2 評価方法及び受託候補者の選定

- (1) 客観評価、業務提案評価及び価格評価を行い、委託候補者を選定する。
- (2) 客観評価及び価格評価の審査は、参加表明書等及び見積書を基に教育委員会（事務局）が行う。
- (3) 業務提案評価は、「鞍手町立小学校建設事業発注者支援業務委託事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）が業務提案書等の内容とプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行う。
- (4) 客観評価、業務提案評価及び価格評価の評価点は、次のとおりとする。

評価項目	評価配点	備考
客観評価	120点	

評価項目	評価配点	備考
業務提案評価	70点×5	70点×委員5名
合計	350点	

評価項目	評価配点	備考
価格評価	30点	

- (5) 教育委員会は、参加資格審査を客観評価により行い、客観評価点が6割以上の者に対して参加資格結果（プレゼンテーション参加要請）を通知する。
- (6) 選考委員会は、業務提案評価点及び価格評価点（客観評価を除く）合計が最も高いものを受託候補者に、次に高いものを次点候補者を選定する。
- (7) 参加者が1者の場合であっても、審査を実施する。ただし、業務提案評価点が6割未満のものは、受託候補者として選定しない。

3 評価基準

(1) 客観評価

客観評価審査における審査内容及び、配点基準の詳細は以下のとおりとする。

審査項目及び配点基準の明細

評価項目		評価基準		配点		
客観評価	ア 参加者の評価	①技術職員数	技術職員数を評価する。	4		
		②有資格者数	有資格者数を評価する。	3		
		③実績	実績の種類、件数について評価する。	9		
		小計			16	
	イ 参加者のコストマネジメント業務実績	査定業務	平成30年度		4	
			令和元年度		4	
			令和2年度		4	
			令和3年度		4	
			令和4年度		4	
	小計			20		
	ウ 各業務担当者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格（取得後1年以上のものに限る。）の内容により評価する。	管理技術者	3	
				主任担当者	建築（総合）	3
					建築（構造）	3
					電気設備	3
					機械設備	3
					建設コスト管理	3
					工事施工計画	3
	小計			21		
エ 各業務担当者の業務実績	同種・類似業務の実績（実績の有無、件数及び携わった立場）	次の順で評価する。 ①同種業務の実績 ②類似業務の実績 その際に携わった立場により評価する。	管理技術者	9		
			主任担当者	建築（総合）	9	
				建築（構造）	9	
				電気設備	9	
				機械設備	9	
				建設コスト管理	9	
				工事施工計画	9	
小計			63			
合計				120		

ア 参加者の評価（様式3及び様式4-1）

参加者に所属する技術職員数及び有資格者数、参加者の同種・類似の業務実績について評価する（最高16.0点）。

① 技術職員数【4.0点】

技術職員数の評価は次による。

技術職員数（人）	評価点
50～	4.0
20～49	2.0
～19	1.0

② 有資格者数【3.0点】

有資格者数の評価は次による。

技術職員数（人）	評価点
40～	3.0
20～39	2.0
～19	1.0

※有資格者数は、CCMJ、一級建築士等担当分野に応じた必要資格の有資格者数とする。

③ 参加者の同種・類似業務実績【9.0点】

同種業務及び類似業務の実績（実績の有無及び件数）について評価を行う。平成25年4月1日以降に履行したCM実績件数（最大3件）を1件当たり基礎配点3.0点として、区分の係数及び担当の係数を乗じた合計点数にて評価する。

最大件数	基礎配点
3	3.0

実績	区分係数
同種業務	1.0
類似業務	0.8

担当CM	担当係数
3項目以上	1.0
うち2項目	0.8
うち1項目	0.5

※「担当CM」とは、設計者選定段階、基本設計段階、実施設計段階、施工者選定段階、施工段階をそれぞれ1項目とし、担当した項目数の合計とする。

評価点の計算は下表のとおりとなる。

基礎配点A	区分係数B		担当係数C		評価点A×B×C	合計
1件当たり 基礎配点 3.0 (最大件数3)	同種	1.0	3項目以上	1.0	1件当たり 最大評価点 3.0 (3件で9.0)	9.0
			2項目	0.8		
	類似	0.8	1項目	0.5		

イ 参加者のコストマネジメント業務実績（様式4-2）

工事費査定業務の実績（実績の有無及び件数）について、評価を行う。平成30年度から令和4年度までの各年度に履行した実績件数（最大20件）を評価する（最高20.0点）。

① 実績件数と基礎配点

各年度の最大件数	基礎配点
20	4.0

実績件数	区分係数
10～15	0.7
16～20	1.0

評価点の計算は下表のとおりとなる。

基礎配点A	区分係数B		評価点A×B×C	合計
各年度基礎配点 4.0	10～15	0.7	各年度最大評価点 4.0 (5年で20.0)	20.0
	16～20	1.0		

ウ 各業務担当者の資格（様式5-1 から様式5-7）

各業務担当者の資格（初回登録後1年以上のものに限る。）について、下表の資格評価表により評価する。（【基礎点分14.0点】+【加算点分7.0点】最高21.0点）

担当業務分野	評価する技術者資格		評価点
管理技術者	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネージャー）又は一級建築士	2.0
	加算点	CASBEE 建築評価員 CFMJ 認定ファシリティマネージャー 一級建築施工管理技士	1.0
建築（総合）	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネージャー）又は一級建築士	2.0
	加算点	CASBEE 建築評価員 CFMJ 認定ファシリティマネージャー 一級建築施工管理技士	1.0
建築（構造）	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネージャー） 構造設計一級建築士、一級建築士	2.0
	加算点	CASBEE 建築評価員 CFMJ 認定ファシリティマネージャー 一級建築施工管理技士	1.0
電気設備	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネージャー） 設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士	2.0
	加算点	CASBEE 建築評価員 CFMJ 認定ファシリティマネージャー 一級電気工事施工管理技士 第一種電気主任技術者	1.0
		二級電気工事施工管理技士・第二種電気主任技術者	0.7
機械設備	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネージャー） 設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士	2.0
	加算点	CASBEE 建築評価員 CFMJ 認定ファシリティマネージャー 一級管工事施工管理技士	1.0
		二級管工事施工管理技士	0.7
		建築設備検査資格者	0.5
建設コスト管理	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネージャー） 建築コスト管理士	2.0
		建築積算士	1.0
	加算点	一級建築士、一級建築施工管理技士	1.0
工事施工計画	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネージャー） 又は一級建築施工管理技士	2.0
	加算点	一級建築士	1.0

※加算対象となる資格についてはひとつのみ選択できる。

エ 各業務担当者の業務実績（様式5-1から様式5-7）

同種業務及び類似業務の実績（実績の有無及び件数）について評価を行う。平成25年4月1日以降に履行したCM実績件数（最大3件）を1件あたり基本配点3点として、区分の係数及び担当の係数を乗じた合計点数にて評価する（最高63.0点）。

① 実績件数と基礎配点

担当業務分野	最大件数	基礎配点
管理技術者	3	3.0
主任技術者	3	

② 同種業務及び類似業務実績の有無

実績	区分係数
同種業務	1.0
類似業務	0.8

③ 業務担当実績

過去の実績での立場	担当係数
管理技術者又は主任技術者、これに準ずる立場	1.0
担当者又はこれに準ずる立場	0.7

評価点の計算は下表のとおりとなる。

担当業務分野	基礎配点A (最大件数)	区分係数B		担当係数C		評価点 A×B×C (3件で)	合計
		同種	類似	管理技術者 主任担当者	担当者		
管理技術者	3.0 (最大件数3)	同種	1.0	管理技術者 主任担当者	1.0	最大評価点9.0 (3件で9.0)	63.0
		類似	0.8	担当者	0.7		
建築（総合）	3.0 (最大件数3)	同種	1.0	管理技術者 主任担当者	1.0	最大評価点9.0 (3件で9.0)	
		類似	0.8	担当者	0.7		
建築（構造）	3.0 (最大件数3)	同種	1.0	管理技術者 主任担当者	1.0	最大評価点9.0 (3件で9.0)	
		類似	0.8	担当者	0.7		
電気設備	3.0 (最大件数3)	同種	1.0	管理技術者 主任担当者	1.0	最大評価点9.0 (3件で9.0)	
		類似	0.8	担当者	0.7		
機械設備	3.0 (最大件数3)	同種	1.0	管理技術者 主任担当者	1.0	最大評価点9.0 (3件で9.0)	
		類似	0.8	担当者	0.7		
建設コスト管理	3.0 (最大件数3)	同種	1.0	管理技術者 主任担当者	1.0	最大評価点9.0 (3件で9.0)	
		類似	0.8	担当者	0.7		
工事施工計画	3.0 (最大件数3)	同種	1.0	管理技術者 主任技術者	1.0	最大評価点9.0 (3件で9.0)	
		類似	0.8	担当者	0.7		

(2) 業務提案評価

ア 事前審査

提出された業務提案は、提案者番号を付した後、附属資料を添えて各選定委員へ事前に配布する。この際、提案者名を伏した上で、客観評価点及び価格評価点の資料を添付する。

イ 業務提案評価方法

- ① 業務提案は提案者の名前を伏した上で、その内容についてのプレゼンテーション及びヒアリングの結果を含め、本要領に基づいて選考委員会が評価する。
- ② 評価項目及び評価基準、配点は、以下のとおりとする（最高350.0点）。

【業務提案】（様式6-2）

評価項目	評価基準	配点
1. 本業務に対する提案者の取り組み方針と体制	取り組み意欲の高さや積極性、発注者を支援する姿勢、業務への工夫、配慮	10
2. 各業務担当チームの特徴	担当者の技術力の高さ、チーム配置の本業務への適性	10
3. 業務上の配慮する事項	業務内容、業務の背景や課題などの理解度による総合的見地からの考え方の的確性	20
4. その他、本事業に有効と思われる支援方策	その他、独自性等に優れ特筆すべき提案がなされているか。	30
業務提案に対する委員1人あたりの持ち点		70

- ③ 採点は、プレゼンテーション及びヒアリング終了後各委員が評価基準ごとに以下の配点基準に基づき行う。

配点基準	評価点
業務提案内容が特に優れている	10
業務提案内容が優れている	8
業務提案内容が適切である	6
業務提案内容がやや劣っている	4
業務提案内容が劣っている	2

※評価項目「3. 業務上の配慮する事項」の評価点は、各配点基準の評価点を2倍に、「4. その他、本事業に有効と思われる支援方策」の評価点は、各配点基準の評価点を3倍した値とする。

(3) 価格評価

参加者の中で、最低見積金額を提出した者の評価点を30点とし、他参加者の評価点Aは、次の算式で算出する（最高30.0点）。

$$(\text{最低見積金額} / \text{提案見積金額}) \times 30 = A \quad (\text{小数点以下切捨て})$$